

建設工事に係る設計、監理、調査及び測量業務に係る入札制度について（令和8年4月1日～）

西脇市では、入札・契約事務の公平性・透明性・競争性の確保に取り組んでいるところであります。ついては、令和8年4月1日以降の入札分から最低制限価格制度を導入します。

I 最低制限価格について

1 適用範囲

設計金額が10万円以上

2 最低制限価格の算出方法

業務区分毎にア～エの合計額に10分の110を乗じて得た額

業務区分	ア	イ	ウ	エ	上限の額	下限の額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—	予定価格に10分の8.2を乗じて得た額	予定価格に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額	予定価格に10分の8.1を乗じて得た額	予定価格に10分の6を乗じて得た額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	予定価格に10分の8.1を乗じて得た額	予定価格に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	予定価格に10分の8.5を乗じて得た額	予定価格に3分の2を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額	予定価格に10分の8.1を乗じて得た額	予定価格に10分の6を乗じて得た額
地籍調査業務	直接経費の額	成果検定費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—	予定価格に10分の8.2を乗じて得た額	予定価格に10分の6を乗じて得た額

II 予定価格等の事後公表について

1 適用範囲

設計金額が10万円以上の業務全て

2 公表項目

予定価格、最低制限価格